

あなたはこんな働き方を

合意のない労働条件



あきらめ相談



賃金不払残業

つらい、眠れない、食欲がない・・・

【面接相談】

働く人のメンタルヘルス相談
 かながわ労働センター・本所 (要予約: TEL045-633-6110 (代))
 第1~4火曜日 13:30~16:30 (祝・休日・年末年始を除く)

【働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト】(厚生労働省)

こころの耳 検索

過酷な働き方を やめたいけどやめられない

若者を過酷な労働条件の下で働かせ続けたり、パワハラ等で
 離職に追い込む企業が、今社会問題となっています。



労働相談窓口のご案内

■通常の労働相談 <電話による相談も受付けております>

●一般労働相談窓口

月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く) / 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)
 かながわ労働センター・本所 045-662-6110
 横浜市中央区寿町 1-4
 川崎支所 044-833-3141 (代)
 川崎市高津区溝口 1-6-12 県高津合同庁舎 4階
 県央支所 046-296-7311
 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3号館 2階
 湘南支所 0463-22-2711 (代)
 平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎別館

●日曜労働相談窓口

毎週日曜日(年末年始を除く) / 9:00~17:00(12:00~13:00を除く)
 かながわ労働センター・本所 045-633-6110 (代)

●夜間労働相談窓口

毎週火曜日(祝・休日、年末年始を除く) / 17:15~19:30
 かながわ労働センター・本所 045-662-6110

●弁護士労働相談窓口(要予約・面接相談のみ)

かながわ労働センター・本所 045-662-6110
 第1・3・5火曜日(祝・休日、年末年始を除く)
 13:30~16:30
 川崎支所 044-833-3141 (代)
 毎月第4火曜日 14:00~17:00
 県央支所 046-296-7311
 毎月第3水曜日 14:00~17:00
 湘南支所 0463-22-2711 (代)
 毎月第2水曜日(5・8・11・2月は小田原合同庁舎で実施)
 14:00~17:00

■女性のための労働相談

マザーズハローワーク横浜内相談室 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 STビル 16階

●女性職員による労働相談窓口

第1・2・3・5金曜日(祝・休日・年末年始を除く)
 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)
 電話相談 045-320-0335

●女性弁護士による労働相談窓口(要予約・面接相談のみ)

毎月第4金曜日(祝・休日・年末年始を除く)
 13:00~、14:00~、15:00~(各回ひとりずつ約1時間)
 問合せ・予約先 ... かながわ労働センター 045-662-6110

神奈川県 労政福祉課
 横浜市中区日本大通1丁目231-8588
 電話 (045)210-5739



かなぼけっと「労働相談」携帯サイト
<http://www.pref.kanagawa.jp/mbl/f100042/>

平成26年3月発行

させられていませんか？

長時間・過重労働



ないで！
 しょう!!



パワハラ

その悩み、話してみませんか。

【電話相談】

神奈川県精神保健福祉センター
 こころの電話相談 TEL0120-821-606
 (祝日を除く平日9~21時・受付は20時45分まで)

横浜いのちの電話 TEL045-335-4343 (24時間)

川崎いのちの電話 TEL044-733-4343 (24時間)



合意のない労働条件

事例1

正社員募集で面接・説明を受けていたのに、入社したら契約社員だった。こんなことって！

- ・正社員（正規雇用労働者）とは、一般に①期間の定めがなく②フルタイムで③直接雇用（派遣や請負ではない）されて働く労働者のことです。
- ・契約前に明示されず、入社してみたら基本給に固定残業代を含めていたというケースもあります。
- ・企業と労働契約を結ぶときは、どのような労働条件なのかをしっかりと確認することが大切です。募集広告や求人票に書かれていた条件が、そのままあなたの労働条件になるとは限りません。
- ・契約は口頭でも成立しますが、後で問題にならないように、書面で受け取ることが大切です。

賃金不払残業

事例1

仕事が終わらないのはお前のせいだから、残業代はないぞ、と言われた。

事例2

残業申請しようとしたら、タイムカードを定時で打刻するよう指示された。

- ・労働時間（原則1週40時間、1日8時間以内）を超えて働かせる場合は、限度時間を定めた労働者と使用者の協定「労使協定」と、割増賃金の支払いが必要です。
- ・まずは契約書を確認し、残業時間をメモしたり、タイムカードがあればコピーをとっておくなど、記録を残しておきましょう。

長時間・過重労働

事例1

毎月の残業時間が100時間を超えてるのに、上司は「働きがまだ足りない！」って・・・

事例2

ノルマがきつくて、同期入社組がもう半分も辞めていった。体調不良で病院にいったら休養が必要だって。でも・・・

- ・時間外労働時間の上限として月45時間を超える「労使協定」を結ぶと、行政の助言・指導の対象となります。
- ・月平均80時間を超える残業は、脳・心臓疾患による過労死などの危険性が高まるとされています。

パワハラ

事例1

ノルマを達成できない罰として、床に正座させられたうえに、何時間も説教された。

事例2

上司に「いるだけでみんなが迷惑している。給料泥棒が！」と怒鳴られた。

- ・パワハラとは、職場内の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為です。（厚生労働省円卓会議報告の概念）
- ・パワハラで意図的に退職に追い込まれたり、精神的な不安を抱え、メンタルヘルス疾患となって、出勤できなくなるなどの問題がおこっています。

自分の働き方、おかしいかも・・・と思ったら！

契約内容を確認しよう！

契約は口頭でも成立しますが、次の事項は文書での交付が法律で義務付けられており、後で問題にならないように、書面で受け取ることが大切です。

契約書または労働条件通知書での主な確認事項

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 雇用期間の有無 | <input type="checkbox"/> 賃金（給料）の額*、 |
| <input type="checkbox"/> 就業場所と業務内容 | 計算方法、支払時期、 |
| <input type="checkbox"/> 始業・終業時刻、 | 支払方法、昇給方法 |
| 休憩時間、休日、休暇 | <input type="checkbox"/> 退職についてのルール |
| <input type="checkbox"/> 残業の有無 | |

*1時間あたりの賃金が最低賃金を上回っていますか？下回っている場合は、法律違反であり、差額を請求できます。（最低賃金は毎年改定されています。）

記録をとろう！

客観的事実の証明のために、記録をとっておくことが必要です。

記録のとり方の例

賃金不払残業なら

- ・タイムカードをコピーする
- ・出勤時刻をメモしておく

手帳、日記等のメモは手書きの方が信用性が増す場合があります！出勤時刻に会社のパソコンから自宅のパソコンに空メールを送る、という方法も。

パワハラで困っていたら

- ・問題となる上司の発言を録音、またはメモをする

自分が冷静に判断したり、第三者にきちんと判断してもらったりするために、日時、場所、相手の氏名、内容など客観的な事実を記録しましょう。

窓口で相談しよう！

何をどう相談すればよいかわからない時も、お気軽にぜひ一度ご相談下さい。

かながわ労働センターでは、職員による労働相談の他に、弁護士による労働相談や、カウンセラーによるメンタルヘルス相談も行っております。

相談無料
秘密厳守